

平成28年度 第3回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成28年6月20日)

1 日時 平成28年6月20日(月) 午前10時30分

2 場所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
会長職務代理 若林 武人
委員 吉田 進 (選任)
委員 米川 大二郎 (選任)
委員 向江 すみえ (選任)
委員 清水 慶治郎 (選任)
委員 佐野 慶一 (会計)
委員 持田 昌弘
委員 石田 實
委員 志田 實
委員 柴田 清 (会計)
委員 清水 克幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 吉田 肇
経済企画係員2名 阪元 森川

4 議事 (1)開会
(2)議案(第2号)
(3)報告事項等
(4)その他
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成28年度第3回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第21条3項の規定により、全委員出席ですので本会は成立いたします。

【議長】

つづいて、議事(2)議案第2号について事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、お手元の資料により、ご説明いたします。

本件は被相続人「A」より相続した生産緑地地区について、相続人「B」が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが提出されたものであります。

「B」氏は認定農業者として農作業に従事しており、1筆の生産緑地地区について、本制度の適用をうけるものです。農業委員の皆さまにおかれましては、「B」氏が本制度の適格者であるかについてご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします
いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、「B」氏が適格者であることを証明することいたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告させていただきます。

きます。

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引続き、(4)その他報告事項について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「生産緑地地区のあっせんについて」説明いたします。当該生産緑地地区については平成28年5月に開催された総会において、主たる従事者の証明を発行し、平成28年5月27日付けで買取申請が提出されたものであります。葛飾区ならびに東京都財務局にて、買取りについての協議を行うも買取には至らず買い取らない旨の通知を所有者あてに行いました。しかしながら、区は、当該生産緑地において、農業に従事することを希望するものがこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならず、当委員会あてに生産緑地のあっせんについての依頼が届いたものであります。土地の所在、地積、買取希望価格については、資料1に記載されているとおりとなりますのでご覧ください。買取を行った場合にも、生産緑地地区として、引続き指定より30年の行為制限が残ります。また、このまま、買取が成立しなかった場合には、申出日より3ヶ月をもって、行為制限が解除されることとなります。

回答の期限は平成28年8月4日となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料2「生産緑地地区のあっせんについて」説明いたします。

当該生産緑地地区については平成28年5月に開催された総会において、主たる従事者の証明を発行し、平成28年5月27日付けで買取申請が提出されたものであります。葛飾区ならびに東京都財務局にて、買取りについての協議を行うも買取には至らず買い取らない旨の通知を所有者あてに行いました。しかしながら、区は、当該生産緑地において、農業に従事することを希望するものがこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならず、当委員会あてに生産緑地のあっせんについての依頼が届いたものであります。土地の所在、地積、買取希望価格については、資料1に記載されているとおりとなりますのでご覧ください。買取を行った場合にも、生産緑地地区として、引続き指定より30年の行為制限が残ります。また、このまま、買取が成立しなかった場合には、申出日より3ヶ月をもって、行為制限が解除されることとなります。

回答の期限は平成28年8月4日となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「第36回農業後継者顕彰事業」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料4「都市農業の継続的発展に向けたシンポジウム」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料5「都内産農産物及び林産物の放射性物質検査結果」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

他に何かございますか？

【佐野委員】

生産緑地の指定について相談を受けております。現地確認もしましたが、申請予定地については耕作されており、申請者も日頃から営農はされております。ただ、土地の形状が歪な点、申請予定地内に倉庫がある点が気になります。

【議長】

【事務局】より生産緑地の指定について説明をお願いいたします。

【事務局】

生産緑地の指定については、都市整備が所管でございます。土地の形状、倉庫の点を含めまして、まずは都市整備がどのように判断するかといったところでございます。

【議長】

ありがとうございました。生産緑地の指定については、事務局の説明したとおりをお願いいたします。

【議長】

他に何か意見はございますか。

・7月29日実施予定農業委員研修会について(木下会長)

他に意見もないようですので、これにて、平成28年度第3回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。